

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 件 名 | 幹線水路ネットワークカメラ賃貸借 |
| 2 納 入 場 所 | 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 |
| 3 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年5月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者および担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年5月26日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和5年 5月26日 16:00 までとします。 |
| 6) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 4 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 受注代金の支払いについては、履行確認の都度、月単位での支払いとなります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

【オープンカウンター方式】

幹線水路ネットワークカメラ賃貸借

仕 様 書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「幹線水路ネットワークカメラ賃貸借」（以下「本契約」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本契約は、幹線水路等において施設状況を遠方監視することにより、施設管理の負担を軽減するための方策として、ネットワークカメラの賃貸借契約を行うものである。

第 3 節 納入場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1

独立行政法人 水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所

第 4 節 期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

貸借期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

なお、貸借期間開始日までは、ネットワークカメラが納入されていること。

第 5 節 賃貸借物品

ネットワークカメラ 6 台

第 6 節 ネットワークカメラの構成及び機能

ネットワークカメラの構成及び機能は、以下に示す条件と同等以上の機能を有するものとする（オプション可）

（1）共通仕様

①カメラ機能

- 1) 屋外設置の基本的な能力（防水など）を有し悪天候時も使用可能なもの
- 2) 100V 電源で使用でき、かつ家庭用コンセントで使用可能であるもの
- 3) 単管パイプや電柱などへ取付、撤去が容易であるもの
- 4) 観測用カメラとして十分な画素数（100 万画素以上）を有するもの
- 5) ズーム機能を有するもの
- 6) 遠隔操作でカメラの可動ができ、カメラ視野角が±180 度以上、垂直 0 度から 90 度以上であるもの
- 7) 暗視撮影、暗視録画機能を有し、10m程度の暗視視野を有するもの
- 8) 赤外線投光器またはそれに準ずる機能を搭載しているもの

9) 停電などのトラブルが発生した場合、カメラの復旧が容易なもの

②映像確認機能および保存機能

- 1) ネットワークを介してのリアルタイム映像がパソコン及びスマートフォンで確認可能なもの
- 2) 一定間隔で静止画の保存が可能なもの
- 3) 保存した静止画をパソコン及びスマートフォンで確認できるもの
- 4) 映像保存機能を有し、動画はSDカードで7日間以上保存可能でかつ、静止画の保存はクラウド上で7日間とし、連続表示については静止画8日目より移行して1か月保存可能なもの
- 5) パソコン及びスマートフォンでの操作表示は日本語で表記されているもの
- 6) 動画の画素数及び映像閲覧時の設定については、個別で設定可能なもの

③通信機能

- 1) 通信は既設の設備を利用せずに新たに構築するものとする
- 2) データ通信容量は無制限とする

第7節 賃貸借料金

レンタルによる賃貸借契約とし、毎月均等額（初回のみ別途調整）とする。また、カメラとスマートフォン等との通信に係る費用が発生する場合は、その費用も賃貸借契約に含めること。

第8節 請求金額

請求金額は、前節で算出された料金に、消費税及び地方消費税相当額を加えたものの合計とする。ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

第9節 保守内容

故障時は、保守点検を行うものとする。

幹線水路ネットワークカメラ賃貸借契約書

- 1 件名 幹線水路ネットワークカメラ賃貸借
- 2 賃貸借物件 別紙仕様書のとおり
- 3 契約金額 ￥ (月額￥)
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥)
(初回月額￥)
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥)
- 4 履行期間 自 令和 8 年 月 日
至 令和 9 年 5 月 31 日
ただし、賃貸借物件の賃貸借期間は
自 令和 8 年 6 月 1 日
至 令和 9 年 5 月 31 日
- 5 引渡及び返還場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1
独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所

上記について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1
独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者 住所
氏名

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づき賃貸借物件を発注者に賃貸し、発注者は、受注者にその対価を支払うことで、この契約を履行するものとする。

2 発注者は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(契約内容の変更)

第4条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において履行期間及び契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により賃貸借の内容を変更しなければならない。

2 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者と受注者とが協議してこの契約を変更することができる。

3 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第5条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第6条 受注者は、天災その他の不可抗力により、物件に重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、受注者の契約の解除の請求

を承認するものとする。

(物件の返還)

第7条 発注者は、物件を返還する場合には、原形に復し、返還するものとし、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

2 受注者は、物件に発注者の故意又は過失により欠損があると認めたときは、物件の返還を受けた日から7日以内にその旨を発注者に通知するものとする。この場合において、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。

(契約金額等の請求及び支払)

第8条 受注者は、賃貸借料について、以下のとおり発注者に請求するものとする。

- 一 受注者は、発注者に対し、書面をもってその支払を請求することができる。ただし、この請求は、賃貸借期間中12回を超えることができない。
- 二 契約の開始及び終了時における1ヶ月未満の賃貸借料は、その月の実日数に応じて計算した日割額とする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 三 発注者は、受注者から請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第9条 発注者の責めに帰すべき理由により、前条に規定する賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第10条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくこの契約に定める条項を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- 一 第2条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- 二 第2条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 前項又は第4項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 発注者は、契約期間満了前にこの契約を解除する場合には、直ちに受注者に物件を返還するものとする。
- 4 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 5 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があ

るときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額（第1号に該当する場合で前条第1項若しくは第2項第1号から第8号の規定により解除された場合又は第2号に該当する場合は、履行部分に相当する金額を除く。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(引取諸掛)

第12条 削除

(損害賠償)

第13条 発注者又は受注者は、自己の責に帰すべき事由により、相手方及び相手方の業務に関連するその他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害賠償の内容については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後

の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第16条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
(業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)
- 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第17条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔一宮〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補則)

第18条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 藤野 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年5月14日に交付された(件名:幹線水路ネットワークカメラ賃貸借)の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。